

# 旅館業の許可申請について

## 1 旅館業について

旅館等を営業するためには、旅館業法の許可を取得する必要があります。

旅館業は施設の構造や宿泊のさせ方により、「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」、「下宿営業」に分類され、種別ごとに定められた構造等の基準に適合する必要があります。また、営業を行うにあたっては規定の管理基準を遵守する義務があります。以下の関係法令等を熟知し、計画を立ててください。

- ・旅館業法、旅館業法施行令、旅館業法施行規則
- ・岡山市旅館業法施行条例、岡山市旅館業法施行細則
- ・旅館業に関する各種通知(厚生労働省の HP の「厚生労働省法令等データベースサービス」から閲覧することができます。)

## 2 許可までのながれ

施設の図面等の相談・申請書類の説明



保健所衛生課へ申請

- ・申請書類の確認、検査手数料の支払い(添付書類不備の場合、受付できません。)



現地検査

- ・検査実施日は申請時に調整します。



審査・決裁後許可(不許可の場合を除く)

- ・許可されるまでは営業を開始できません。
- ・営業許可証を交付しますので、施設の見やすいところに必ず掲示してください。  
受取人のご本人確認ができるものをご持参の上、保健福祉会館 2F 衛生課まで受け取りに来てください。郵送を希望される場合は、書類提出時にレターパックプラス(赤色)をご用意ください。

## 3 申請書類

- 許可申請書
- 申立書(欠格条項に係るもの)
- 暴力団排除条項に係る照会文書
- 法人の場合、登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
- 個人の場合、ご本人確認ができる書類の写し
- 営業施設の敷地の周囲おおむね 100m 以内の見取図
- 営業施設の構造設備を明らかにする図面
- 給水・給湯系統図
- 共同浴室を設置する場合、配置図、平面図並びに 2 面以上の立面図及び断面図
- 共同浴室において循環式浴槽を設置する場合、ろ過系統図(塩素系薬剤の注入口又は投入口の位置を明示した図面を含む)
- 旅館業法施行令(昭和 32 年政令第 152 号)第 1 条第 1 項第 2 号の設備を明らかにする書類(宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を有する場合を除く。)
- 消防法令適合通知書(後ほど提出をお願いしているもの)
- 建築確認検査済証(後ほど提出をお願いしているもの)
- 申請手数料(旅館・ホテル営業:23,000 円、簡易宿所・下宿営業:15,000 円)

#### 4 他法令の規制について

旅館等を営業するにあたり、旅館業法以外に建築基準法、都市計画法、消防法で下記の規制がありますので、事前に担当課でご確認ください。

建築基準法（担当課 建築指導課）

用途地域によって旅館等ができる地域とできない地域があります。また、建物仕様に関する規制もあります。建築確認検査済証はここで取得してください。

都市計画法（担当課 開発指導課）

市街化調整区域内では都市計画法上の制限がかかる場合があります。

消防法（担当課 消防局予防課、各消防署）

消防法に規定する防火基準等に適合する必要があります。消防法令適合通知書の申請もここで行ってください。

建築指導課	086-803-1446	消防局予防課	086-234-1199
		北消防署	086-226-1119
開発指導課	086-803-1452	中消防署	086-275-1119
		東消防署	086-942-9119
		南消防署	086-262-0119
		西消防署	086-256-1119

その他、施設に設置するものによって食品衛生法、水道法、浄化槽法等の規制がかかる場合がありますので、各担当部署にご確認ください。

#### 5 その他

- ・ 旅館業法第3条第2項(欠格条項に関する事)、第3項(清純環境への影響に関する事)に該当する場合、許可を取得できない場合があります。
- ・ 施設の改装等を行った際は、変更届の提出または新たに許可申請が必要になりますのでご相談ください。
- ・ 承継を行う場合(事業譲渡、相続、合併・分割)を行う場合は保健所へご相談ください。事業譲渡及び法人の合併・分割に伴う承継は事前の手続きが必要です。

##### 問合せ先

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

保健福祉会館2階

岡山市保健所 衛生課 環境衛生係

TEL 086-803-1258(直通)

FAX 086-803-1757

